

船橋市骨髄移植ドナー支援事業奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業において骨髄・末梢血幹細胞提供者等（以下「ドナー」という。）となった者およびドナーが従事している事業所に対し、船橋市骨髄移植ドナー支援事業奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、骨髄・末梢血幹細胞移植の推進及びドナー登録の増加を図ることを目的とする。

(交付対象者等)

第2条 交付対象となるドナーは、次の(1)または(2)に該当し、かつ、(3)に該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている者であって、骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄・末梢血幹細胞の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けた者。
- (2) 市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている者であって、骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において最終同意を行った後に、自身の都合以外の理由により提供が中止され、これを証明する書類の交付を受けた者。（以下、「中止者」という。）
- (3) 前2号に規定する者であって、他の地方公共団体により、奨励金に相当する補助金その他これに類するものの交付を受けていない者であること。

2 奨励金の交付の対象となる事業所は、前項に規定するドナー（個人事業主を除く。）が従事し、骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供者として必要な検査入院等のために取得する特別休暇（以下「ドナー休暇」という。）の取得を認めた国内の事業所（国及び地方公共団体並びに独立行政法人を除く。）とする。

(奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとする者は、船橋市骨髄移植ドナー支援事業奨励金交付申請書（ドナー用）（第1号様式）又は、船橋市骨髄移植ドナー支援事業奨励金交付申請書（事業所用）（第2号様式）を市長に申請しなければならない。

(申請期限)

第5条 奨励金の交付申請の期限は、ドナーとなった者が骨髄・末梢血幹細胞採取に伴う入院をして退院した日の翌日から起算して1年以内、中止者にあつては、中止日の翌日から起算して1年以内とする。

(交付決定)

第6条 市長は、第4条の規定による申請を受けたときは、速やかに審査を行い、交付の決定をするときは船橋市骨髄移植ドナー支援事業奨励金交付決定通知書（第3号様式）により、不交付の決定をするときは船橋市骨髄移植ドナー支援事業奨励金不交付決定通知書（第4号様式）により当該申請をした者に通知しなければならない。

2 市長は、交付の決定を受けた者に対し、速やかに奨励金を交付するものとする。
(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

骨髄・末梢血幹細胞提供のための通院等の内容	奨励金の額	
	ドナー	ドナーが従事する事業所
健康診断に係る通院	1日につき 2万円	ドナー休暇 1日につき1万円
自己血貯血に係る通院		
骨髄・末梢血幹細胞の採取に係る入院		
財団が必要と認める通院・入院及び面接		

※通院等の内容にかかわらず、奨励金の支給は通算7日を上限とする。